

府子本第 414 号
令和 2 年 4 月 1 日

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した
「ベビーシッター派遣事業実施要綱」に係る事務の簡素化について

新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業等が行われることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の取扱い等について」(令和 2 年 3 月 5 日付け府子本第 196 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)において、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業について特例措置を設けるとともに、令和元年度における申込手続等の取扱いについて通知したところであるが、今般、これに加え、以下のとおり事務を簡素化し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いする。

記

1. 割引券等の使用に関する事業主等の申込手続について

事業主等及び実施団体の事務手続きの負担を軽減するため、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」(令和元年 5 月 8 日付け府子本第

575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)の別添1「ベビーシッター派遣事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第5中1(5)①の規定にかかわらず、令和2年3月に実施団体より承認通知書の交付を受けた承認事業主が、令和2年度4月以降も引き続き割引券の使用を希望する場合は、令和2年度に限り、同項⑦の規定に基づく割引券申込書の提出をもって、同項①の規定に基づき申し込みを行ったものとみなすこと。なお、同項①アの担当者届に変更がある場合は、割引券申込書に併せて提出すること。ただし、同項⑥のアからエの区分を超えて労働者数を変更した場合は、当該措置の対象とせず、同項①の規定に基づきベビーシッター派遣事業割引券等使用事業主等承認申込書の提出を行うこと。

2. 割引券台帳の写し及び確認済の報告用半券の提出について

事業主等及び実施団体の事務手続きの負担を軽減するため、実施要綱第5中1(11)⑥の規定にかかわらず、令和2年4月15日までに提出することとされている令和元年10月から令和2年3月までの使用分に係る報告用半券については、実施団体への提出を行わず、承認事業主が令和元年度終了後5年間保管することとする。

また、令和2年4月15日までとされている割引券台帳の写しの提出期限を令和2年5月15日(金)までとすること。

以上